明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働六五）　一

省　令

○厚生労働省令第六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条	**第一条**
一～七十九　（略）	一～七十九　（略）
八十　一－（四－クロロフェニル）－N－メチルプロパン－二－アミン及びその塩類	（新設）
八十一　（略）	八十　（略）
八十二　一－（四－シアノブチル）－N－（二－フェニルプロパン－二－イル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
八十三～百五十　（略）	八十一～百四十八　（略）
百五十一　N－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）－N－フェニルアクリルアミド及びその塩類	（新設）
百五十二～二百三　（略）	百四十九～二百　（略）
二百四　二－（メチルアミノ）－二－フェニルシクロヘキサノン及びその塩類	（新設）
二百五～二百六十六　（略）	二百一～二百六十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。